

# 共済年金 だより

No.103

平成24年1月発行

国家公務員共済組合連合会

主  
な  
記  
事

## <重要>

- 平成23年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について……………2頁
- 平成23年分の所得税の確定申告手続きの簡素化について……………3頁
- 平成23年10月1日以降に住民票の住所が変更になった皆様へ……………4頁

## <お知らせ／お願い>

- 「年金加入期間確認通知書」が必要な方へ……………5頁
- 「ねんきん案内」の同封について  
KKRホームページをご活用ください
- 年金受給者の皆様からよくある質問……………6頁
- 読者のひろば、原稿・表紙写真募集……………7頁
- 平成24年KKR年金カレンダー・お問い合わせ先……………8頁



「冬の塔」 山口市・瑠璃光寺 石崎哲夫（山口県）



# 「平成23年分 公的年金等の源泉徴収票」は「はがき」で1月中旬に発送します

遺族(共済)年金又は障害(共済)年金は、非課税のため、お送りしておりません

## 退職共済年金等の受給者の皆様へ

平成23年中に連合会がお支払した年金の「支払金額」や所得税として徴収した「源泉徴収税額」を載せた「平成23年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」といいます)を、**平成24年1月中旬に発送します。**

この「源泉徴収票」は、所得税法上、雑所得として課税の対象となる退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、船員老齢年金及び船員通算老齢年金を受給されている皆様にお送りします。

〔 この「源泉徴収票」は、確定申告の際に必要となるほか、年金支払額の証明としても利用することができますので、大切に保管してください。 〕

## 「源泉徴収票」の見本

「源泉徴収票」は、圧着式の「郵便はがき」でお届けします。  
開いていただくと、「源泉徴収票の主な欄の説明」と「源泉徴収票」があります。



(A面) 源泉徴収票の主な欄の説明		平成23年分 公的年金等の源泉徴収票								
1. 平成23年中に連合会がお支払いした金額 (所得税、社会保険料及び個人住民税を差し引く前の金額)を「支払金額」欄に、源泉徴収した金額を「源泉徴収税額」欄に表示しています。		支払を受ける者 住所又は居所 氏名  (受給者番号)  生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日	区分 法第203条の3第1号適用分 法第203条の3第2号適用分 法第203条の3第3号適用分		支払金額 千円 円 千円 円 千円 円		源泉徴収税額 千円 円 千円 円 千円 円			
2. 「支払金額」欄及び「源泉徴収税額」欄の区分について 法第203条の3第1号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方 (注) 法第203条の3第2号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方のうち、国民年金法による年齢(障害)基礎年金と、65歳からの「退職共済年金」の両方を受給されている方 (注) 法第203条の3第3号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出されていない方、または提出を要しない方 (注) 平成23年中に65歳に達した方は、65歳に達した月までの分は「第1号適用分」欄に、65歳に達した翌月からの分は「第2号適用分」欄に、それぞれ記載しています。			本人 特別障害者 その他の障害者 社会保険料の金額 千円 円		控除対象配偶者の有無等 有 無 老人控除対象配偶者 特定 老人 その他 特別 その他		控除対象扶養親族の数 人 人 人 人 人		障害者の数 人 人 人 人 人	
3. 「本人」、「控除対象配偶者の有無等」、「控除対象扶養親族の数」及び「障害者の数」の欄 源泉徴収の際に受けた所得控除の該当事項を*または人数で表示しています。「特別」の欄に( )で人数が記載されている場合は、特別障害者のうちの、同居特別障害者の人数を内書で表示しています。			4. 「社会保険料の金額」の欄 年金を支払う際に控除した特別徴収額 (介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税))の総額を記載しています。内訳については、摘要欄に記載しています。		支払者 所在地 〒102-8082 東京 九段南1-1-10 九 名称 国家公務員共済 署番号 0:1:1:0:1 整理番号 0:0:1:8:7		(摘要)		見本	
* 「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ 個人住民税は上記4. の社会保険料と異なり、所得税法の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載しておりません。										

### \*「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料ではないことから、その徴収額を源泉徴収票に記載することができませんので、ご了承願います。

平成23年分の所得税の改正に伴い

## 年金所得者の確定申告手続きが簡素化されました

### ■ 確定申告手続き簡素化の内容

平成23年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額<sup>(注)</sup>が20万円以下となる方は、確定申告書の提出は、原則として不要になりました。

(注) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

#### 収入金額と所得金額

- 収入金額とは、所得税、社会保険料及び個人住民税を差し引く前の金額をいいます。
- 所得金額とは、収入金額から、必要経費(控除額)を引いた後の金額をいいます。



### ■ 確定申告により所得税が還付される場合もあります。

上記簡素化の条件に該当される方であっても、次のような場合、年金から所得税が徴収されている方は、確定申告(還付申告)により所得税が還付される場合もあります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受ける方
- 社会保険料(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方
- 連合会に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方で、平成23年中の控除対象扶養親族等が増えた方
- 連合会に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない方で、基礎的控除や人的控除の所得控除を受ける方

確定申告などに関する詳しい内容については、お近くの税務署にお問い合わせください。

# 平成23年10月1日以降に住民票の住所が変更になった年金受給者の皆様へ

**平成23年10月1日以降に住民票の住所が変更になった方**については、連合会年金部において「住民基本台帳ネットワークシステム」（以下「住基ネット」といいます）を活用することにより、変更後の住所の確認ができるようになりました。

このため、従来ご提出いただいていた**住所変更の届は原則として不要になりました。**

ただし、次の項目に該当する方は、引き続き「住所・払渡金融機関変更届」(\*)により住所変更の届を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

1. マンション、アパート、〇〇様方等に転居される方で、変更後の住民票にマンション名、アパート名、〇〇様方等の記載がない方
2. 「住基ネット」に参加していない地方自治体(東京都国立市、福島県東白川郡矢祭町)に住居登録されている方
3. 外国に居住している方
4. 日本に居住している外国籍の方

なお、成年後見を受けている方等で、成年後見人等の住所が変更となった方は、連合会年金部へご連絡ください。別途、ご案内文書を送付いたします。

(※)「住所・払渡金融機関変更届」の用紙は、年金証書に同封していますが、お電話いただければ改めてお送りいたします。

また、連合会ホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)からダウンロードすることもできます。

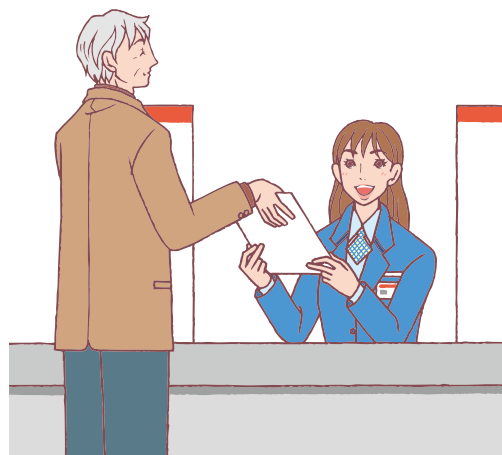
**お引越しの際には、お近くの郵便局の窓口で転居届の手続きをお願いします。**

「住基ネット」を活用して、連合会年金部に新しい住所情報が登録されるまでには、ある程度の時間がかかります。

このため、「共済年金だより」等の郵便物が旧住所に郵送される場合がありますので、大変お手数ではございますが、**お引越しの際には、お近くの郵便局の窓口で転居届の手続きをお願いします。**

この転居届によって旧住所あての郵便物は、1年間、新しい住所に転送するサービスを受けることができます。

詳細はお近くの郵便局にお問い合わせください。



# 「年金加入期間確認通知書」が必要な方へ

年金受給者ご本人または配偶者が厚生年金保険、国民年金など他の公的年金制度の年金を請求する際には、国家公務員共済組合の「年金加入期間確認通知書」が必要となります。

## 【通知書の請求方法】

つぎの①②のいずれかの方法でご請求ください。

①「年金加入期間確認請求書」の用紙に必要事項を記入する。

②請求書の用紙がないときは、便箋等に右の記載例のように必要事項を記入する。

いずれの場合も、返信用封筒(80円切手貼付)を同封のうえ、連合会年金部にご請求ください。

なお、請求書の用紙は、国家公務員共済組合連合会ホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)よりダウンロードすることもできます。

(注1) 社会保険労務士等が請求する場合は、委任状を添付してください。

(注2) 連合会から年金が2つ以上決定されている場合は、全ての年金証書記号番号を記入してください。

(注3) 請求者が年金受給者と離婚されている場合は、婚姻と離婚の記載されている戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)を添付してください。

## 記載例

### 年金加入期間確認通知書の発行依頼について

1. 請求の理由 ○○年金請求のため
2. 必要枚数 1枚
3. 年金証書記号番号 A-00-00-123456-7
4. 年金受給者の氏名(フリガナ)  
年金 太郎(ネンキン タロウ)
5. 生年月日 昭和○○年○月○日
6. 住所、電話番号  
〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10  
03-3265-8141
7. 加入期間  
昭和・平成○○年○○月○○日就職  
昭和・平成△△年△△月△△日退職

年金受給者以外の方が請求される場合は…  
請求者の氏名(フリガナ)、年金受給者との続柄、住所、電話番号もご記入ください。

### 〈請求先〉

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10  
九段合同庁舎  
国家公務員共済組合連合会 年金部 証明書担当

## 「ねんきん案内」の同封について

年金カレンダー、年金に関する各種届出案内等を記載したコンパクトな「ねんきん案内」を作成し、同封しましたのでご活用ください。

なお、KKR宿泊施設をご利用いただく際、フロントに提示していただきますと、組合員料金でご利用いただけます。



## KKRホームページをご活用ください

『共済年金』に関する情報としては、年金制度についての各種案内や皆様からよくいただく質問についての「Q&A」などを掲載しています。

また、各種届出用紙をダウンロードいただくこともできます。

その他、『宿泊施設 (KKR Hotels&Resorts)』に関する情報なども掲載されております。

ぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。

kkk 検索

<http://www.kkr.or.jp/>



# 年金受給者の皆様からよくある質問

質問

退職共済年金の年金受給者ですが、65歳になると年金額が少なくなると聞きましたが本当でしょうか？

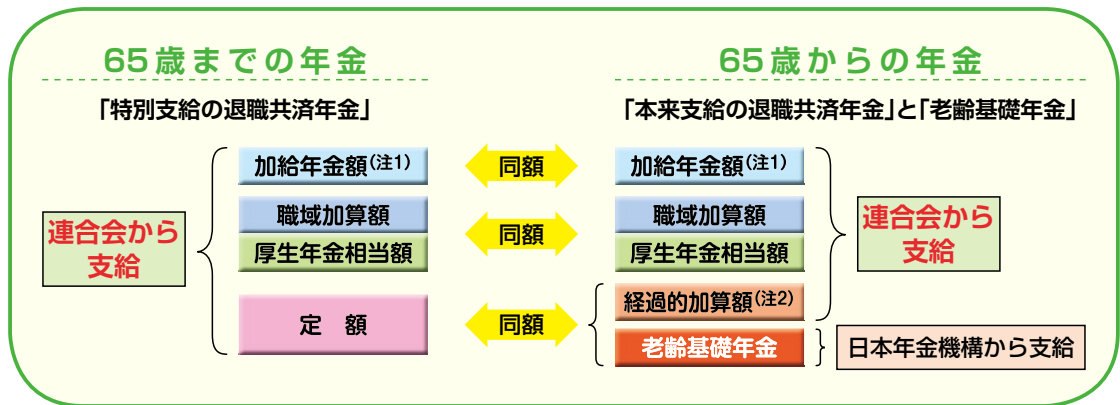
答え

## 1. 昭和24年4月1日までに生まれた方

昭和24年4月1日までに生まれた方の場合、65歳になると年金をお受け取りになる仕組みが変わります。

具体的には、65歳になると連合会から支給される退職共済年金の「定額」に代わり、日本年金機構から国民年金の老齢基礎年金が支給されることとなります。

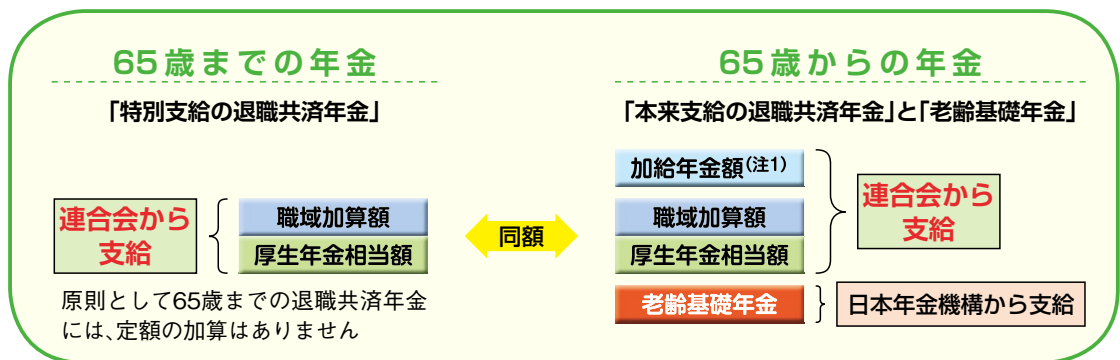
このため、65歳からの退職共済年金の年金額は少なくなりますが、日本年金機構から支給される老齢基礎年金を合わせれば実際にお受け取りになる年金額が少なくなることはありませんのでご安心ください。



## 2. 昭和24年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方

昭和24年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の場合は、原則として65歳前と後の退職共済年金の年金額は変わりませんが、加給年金額の対象者がいる場合は65歳から加給年金額が加算されます。

また、65歳からは日本年金機構から国民年金の老齢基礎年金が支給されることとなります。



(注1) 加給年金額は、原則として退職共済年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上ある年金受給者で、退職共済年金の受給権を取得した当時(加給年金額の支給開始年齢に達したとき)に、その者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者(事実婚を含む)、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害等級1級か2級の障害の状態にある20歳未満の子がある場合に加算されます。

(注2) 経過的加算額は、退職共済年金の「定額」から老齢基礎年金を差し引いた金額です。

「古希」を迎えてからの人生

5年前の古希の歳、これからの人生は5年を区切りと考えました。今の体力・気力・脳力を少しでも先まで維持するため「食、運動、休息、心のやすらぎ」に心掛けた生活を目指そうと。

先ず、健康維持のため20年近く続けてきた「自彊術」を生活の中心とし講習会も始めました。教える立場は常に最良のコンディションが求められ、自分により厳しい生活となりました。

次に、神奈川県「中高年ホームファーマー」事業に参加し、秦野市で350平方メートルの耕作放棄地と向き合って6年目になります。作物栽培以前に雑草、鳥獣との戦いがあり、農地を保全管理することは如何に「難業」であるかを痛感しています。それでも、仲間とひまわりやコスモスを植え、楽しい通学路などの環境整備に汗をかいてきました。また、周辺農家との交流を通じて春の種まき、苗の植え付け、灌水、除草などの管理を経て、夏秋の収穫期を迎えると、収穫の楽しみのみならず、農地を有効活用し、農地資源や農村景観保全など地域社会にいささかなりとも寄与した、というささやかな満足感も得られます。加えて、自ら栽培した農産物を食する安全・安心と我が家の食卓の自給率向上にも寄与か？

更に、最近、自然に築地本願寺に足が向き、仏教に関する色々な講義を拝聴しています。これも心のやすらぎを求めてか。

今年、後期高齢者となりました。5年先までの体力、気力を考え、次の5年間の生活を模索中です。

神奈川県 小川 義彦 (75歳)

朝の体操は踊りで

朝起きてサンルームのカーテンを開ける。前にある小さな庭の木々等を見やり、しばらくながめてから、やおら、カセットテープのボタンを押す。今日は端唄の「影絵」だ。文化祭に向けての曲だ。

実は私は2005年に思いがけず、17時間余の脳手術を受けた。数ヶ月前、旅行をした時、どうも足どりがふわふわして前に進めず時差ボケとばかり思っていた。それでもと思い、休みの時に車を運転して受診。CTの検査が終わったら突然車イスに乗せられた。医師から「家族を呼んで下さい」と言われ、事の重大さに驚いた。

手術後、バランスがとれなくて歩けない、又言葉も呂律がまわらない、手にも力が入らない等、一時はどうなる事かと思った。仕事はこの機会にやめたのだが、趣味でやっていた日本舞踊が残った。3年程休んで再びふらつくこともあったが始めた。

「すり足で！」「手先に力を入れて！」「もっと振り返って！」「ゆったりと！」「目線はどこ？」等、指導の先生の言葉を聞きながら、何だか自分が子供にかえった様な気分になる。この頃は三味線もここちよい音になった。下手の横好きなのだが、おさらい会や敬老会等、発表の機会もある。

体が動くことに感謝しつつ、私はラジオ体操のかわりに踊りで体を動かしている。

長野県 山田 毬子 (65歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

皆様が現在「挑戦」・「実践」・「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

平成24年5月号の本誌の表紙写真を募集します。


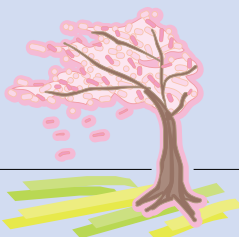


5月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

写真は、L又は2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、応募の締切は平成24年2月15日です。

平成24年 **KKR** 年金カレンダー

事情により日程が変わることもあります。

定期支給	時期	発送などの予定
	1月	中旬 『平成23年分 公的年金等源泉徴収票』 (ハガキ形式) 発送予定 退職(共済)年金の受給者の方へお送りします
15日 定期支給 (12月・1月分)	2月	2月16日 } 平成23年分 3月15日 所得税の確定申告 
	3月	
13日 定期支給 (2月・3月分)	4月	
	5月	中旬 『共済年金だより104号』 発送予定
15日 定期支給 (4月・5月分)	6月	中旬 『年金支払通知書』(※) 発送予定
15日 定期支給 (6月・7月分)	8月	
15日 定期支給 (8月・9月分)	10月	初旬 『共済年金だより105号』 発送予定 『平成25年分公的年金等の受給者の扶養 親族等申告書』 発送予定
	11月	↓ 退職(共済)年金の受給者の方へお送りします 11月16日(扶養親族等申告書の提出期限)
14日 定期支給 (10月・11月分)	12月	下旬 『共済年金だより106号』 発送予定

(※) 『年金支払通知書』は、毎年6月定期支給分から翌年4月定期支給分までの支給額等をお知らせします。  
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

### 年金払渡金融機関を変更される方へ

- 年金払渡金融機関変更の届出は、**毎支給月の前月(奇数月)の15日までに連合会年金部に届くように投函してください。**
- 提出日によっては、変更がご希望の定期支給期月に間に合わない場合がございます。
- 現在使っている口座を解約する場合は、新しい口座に年金が振り込まれたことを確認してから、解約してください。

## KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

(03)3265-8141(代表)

- ◆電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。
- ◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。
- ◆最近、間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)